

# 語句説明・索引

※ページ数は主なページを掲載しています。

## [あ]

### アイドリングストップ (p14)

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止することで、大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

### 赤潮 (p80)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、①赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、②赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、③有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、④細菌が増殖する、などの諸説がある。

### 悪臭防止法 (p59)

昭和46年法律第91号。工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和46年法律第91号）。

### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) (p49)

二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO<sub>2</sub>）や三酸化硫黄（無水硫酸：SO<sub>3</sub>）など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

### 一酸化炭素 (CO) (p54)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起したり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

### 一般廃棄物 (p95)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

## [う]

### 上乘せ基準 (p72)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

## [え]

### エコマネー (p94)

「お金」ではなく、ボランティア清掃やマイバッグ運動などの「環境に配慮した行動」に取り組んだ方々に「感謝の心」を表現する手段として交付するもの。

## [お]

### 大分県エコエネルギー導入促進条例 (p109)

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定（平成15年4月1日施行）。

国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義（第2条）している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城県、岩手県に続き4番目の制定。

### 大分県環境基本条例 (p6,11)

環境保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、基本理念の実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、本県の環境行政の根幹を示すものであるとともに、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いを持つものである。

### 大分県産業廃棄物税条例 (p6)

循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排

出抑制や再生利用等の取り組みを誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため、平成17年4月1日から施行された。徴収した産業廃棄物税の用途事業は①排出抑制・再生利用の推進②適正処理の推進③基盤整備の推進④啓発広報等の推進の4事業である。

**大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (p6,18)**

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的に、平成17年7月に制定し、平成17年10月から（一部は平成18年4月から）施行している。①産業廃棄物処理施設等の設置等②県外産業廃棄物の搬入③産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本を柱としている。

**大分県新環境基本計画**

**～ごみゼロおおいた推進基本プラン～ (p6,11)**

本県の環境保全に関する長期的目標及び施策の基本的方向を示した計画であり、平成10年3月に策定された「豊の国エコプラン」を見直し、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像とし、その実現に向けて5つの基本目標を定めている。「ごみゼロおおいた作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけており、数値目標としての環境指標を60項目設定し、「大分県環境審議会」並びに「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において適切な進行管理を行うこととしている。

**大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005ーともに築こう大分の未来ー」 (p7,11)**

本県行政運営の長期的・総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにするもの。計画期間は平成17年度から平成27年度までの11年間。

**大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 (p6,19)**

平成18年大分県条例第41号（平成18年7月7日公布）。大分県環境基本条例第3条の基本理念の通り、土砂等の埋立等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに崩落等による災害の発生の未然防止を目的とし、埋立等の面積が3,000㎡以上の特定事業について許可制を採用している（平成18年大分県条例第41号）。

**大分県農薬指導士 (p92)**

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、

農林水産省通知（昭和62年農蚕第6166号）に基づいて、大分県が定めた「大分県農薬指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農薬取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

**大分県廃棄物処理計画 (p94)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。第3次計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年となっている。

**おおいた学びの輪推進事業 (p129)**

県民の多様化・高度化した学習ニーズに対応し、県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学習し、その学習成果を評価・還元することによって、生きがいの創出とふるさとおおいたを発展させ創造する人材の育成を図るために、県の特性を生かした「主催講座」や市町村や大学などの機関、民間教育事業者等との連携を図った「連携講座」等を実施するもの。<お問合わせ先>大分県立社会教育総合センター ☎874-0903 別府市野口原3030-1 TEL0977-22-7763 FAX0977-26-4564。

**オゾン層 (p5,14,103,112)**

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

**汚濁負荷量 (p72)**

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/ℓ等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排出水量（排出量）で算出される。例えば、BOD1,000mg/ℓ（=1kg/m<sup>3</sup>）の排水を1,000m<sup>3</sup>/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000mg/ℓ×1,000m<sup>3</sup>/日=1,000kg/日と算出される。

**汚泥（スラッジ） (p97)**

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべ

てを含むものである。

### 温室効果ガス (p5,103)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

### 温泉法 (p45)

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として1948年に制定された法律。温泉の定義（摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス）、温泉の保護（温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要）、温泉の利用（温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要）、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

### [か]

#### かおり風景100選 (p59)

近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、身のまわりの不快なおいを低減し、快適なおい環境を創造しようとする地域の取組の促進を目的として、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化ーかおり環境ーを保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を環境省が選定した。

### 核種分析 (p93)

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素（アイソトープ）が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えるとき、核種という言葉が使われる。例えば、Co（コバルト）という元素を例にとると、自然界には<sup>59</sup>Co（コバルト-59）という核種のみが存在し、原子炉の中では<sup>60</sup>Co（コバルト-60）という核種が作られている。そして、<sup>59</sup>Coは放射能を持たないので安定核種、放射能を持つ<sup>60</sup>Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを調べることを核種分析という。

### 環境影響評価[環境アセスメント] (p5,14,131)

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあ

らかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

### 環境NPO法人 (p7)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けた法人（NPO法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

### 環境技術 (p114)

我々を取り巻く様々な環境問題を解決・改善するための技術を総称して「環境技術」と呼ぶ。具体的には排ガス処理などの公害対策技術、有害化学物質処理技術、廃棄物・リサイクル対策技術、地球温暖化対策技術など広範に渡っている。ごみゼロおおいた作戦では産学官民の技術力を結集した環境技術開発への挑戦と開発された技術の集積による環境産業の拡大を促進し、大分の新しい活力を創造することを目指している。

### 環境基準 (p49,60,88)

環境基準については、環境基本法において第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### 環境基本法 (p5,104)

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、

経済的措置など)が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

**環境教育アドバイザー(p124,129)**

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方など環境に詳しい62名と1団体を委嘱している。テーマは派遣依頼者が自由に設定でき、最寄りの保健所から制度の申込みを行う。(大分市内在住者は県地球環境対策課へ直接提出する)

**環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (p128)**

近年、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や、国連の「持続可能な開発のための教育」(ESD)の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに制定された。協働取組の推進や生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加して、都道府県の取組として環境教育・協働取組推進の行動計画を策定すること、自然体験の場の認定事務を行うことなどを定めた。また、学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規程を追加した他、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、学校教育における教育環境の充実を図ることを定めた。平成23年6月成立、平成24年10月1日全面施行。

**環境指標 (p11)**

環境施策の適切かつ効果的な進行管理を図るため、主要な施策60項目について計画の中間年度及び目標年度において達成することをめざした数値目標。

**環境と開発に関する国連会議 (地球サミット) (p103)**

1992(平成4)年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連会議。この会議には、世界から約180の国と地域の政府代表と国連機関が参加し、さらに8,000の非政府組織(NGO)が集まり、21世紀に向けて人類がどのように環境と開発に関する戦略を持つべきかを議論した。

**環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言 (p103)**

公平な地球規模の協力関係の確立を目標として27の原則を掲げ、各国の政府や国民が、地球環境を守るためにとるべき行動の基本的方向

を示している。「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)で採択された。「リオ宣言」と略称される。

**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (p128)**

国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくために制定された。体験機会や情報の提供等の措置が盛り込まれている。平成15年7月成立、同年10月1日に部分施行、平成16年10月1日に全面施行。

**環境負荷 (p9,103,109,120)**

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

**環境美化の日 (p15,120)**

環境美化についての関心と理解を深めることに繋がるような行事の実施を通じて、県民や事業者環境保全活動に対する取組の意欲の向上を図り、美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進していくことを目的として美しく快適な大分県づくり条例第9条に規定されたもの。

**環境ホルモン (p5)**

正式には内分泌攪乱化学物質という。シーア・コルボーン他著による「奪われし未来」やデボラ・キャドバリー著による「メス化する自然」により内分泌攪乱化学物質が世界的な関心を集めた。研究者や機関によって定義が確定していないが、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」(2000年11月改定)では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とし、疑われる化学物質として65物質をあげている。

**環境マネジメントシステム (p133)**

環境マネジメントとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境の保全のためにとる行動を計画・実行・評価することを指し、そのための環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続を環境マネジメントシステムという。環境マネジメントシ

ステムの中で、自主的な環境マネジメント（環境管理）に関する計画等の実行状況の点検作業を行うことを環境監査という。

## [き]

### 気候変動に関する国際連合枠組条約 (p103)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出、吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。気候変動枠組条約と略称される。

### 揮発性有機化合物 (VOC) (p49)

揮発性有機化合物でVolatile Organic Compoundsの略。代表的な物質として、トルエン、キシレン、酸化エチルなど。主なもので約200種類。塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれる。

SPMや光化学オキシダントの原因物質の一つ。規制の対象となるVOCについては、大気汚染防止法において、「大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」と定義している（法第2条第4項）。

気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント（オゾン等）を生成する。また、光化学反応の結果、VOCが低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。

### 休猟区 (p33)

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

### 京都議定書 (p5,103)

1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。

### 京都議定書目標達成計画 (p5,104)

日本の温室効果ガス総排出量を1990年に比べ6%削減することを定めた京都議定書の順守に

向け、政府が平成17年4月にまとめた行動計画。全体の約9割を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）について、省エネ機器の普及などで同年比0.6%増に抑制。他のガスの削減やCO<sub>2</sub>の森林吸収効果、京都メカニズムの活用などを合わせて全体として目標を達成するとの内容。

## [く]

### 空間線量 (p93)

空間における放射線の量（強さ）であり、一般に大気、大地からのγ線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h（ナノグレイ/時）の単位で表す。

### 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）(p95,134)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、(1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成13年4月1日より施行。

## [け]

### K値 (p49)

大気汚染防止法で定められた定数で、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。K値は、地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）(p95)

特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための法律で平成12年5月に公布し、平成14年5月から本格施行された。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを創設している。

## [こ]

### 光化学オキシダント (p53)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン（O<sub>3</sub>）、パーオキシシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが高くなると光化学スモッグが発生し、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

**公共用水域 (p61)**

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する地域公共管渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。）をいう。

**厚生労働大臣登録検査機関 (p75)**

水道法に定める定期及び臨時の水質検査を依頼する場合は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼しなければならない。県内を検査区域に定めている機関は25社あり、その内検査施設を県内に有している機関は、(公社)大分県薬剤師会、(株)住化分析センターの2社がある。

**固定発生源 (p49)**

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

**ごみゼロおおいた作戦県民会議 (p7,11,120)**

すべての県民が自ら環境保全活動に取り組み、地域環境力を高めていくことを目的に設置された組織で、学識経験者、環境関係の団体、事業所及びNPO法人などで構成される。自然保護・観光、廃棄物・大気・水環境、地球環境・エネルギー、環境技術、環境教育・ボランティアの5部会を置き、県の環境施策に対して意見を提出している。

**ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度 (p7,11)**

美しく快適な大分県づくり条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発や永年にわたる環境美化活動等に関して著しく功績のあったもの(団体を含む。)を顕彰する制度。

**ごみゼロおおいた作戦実施本部 (p7)**

県が取り組むべき環境課題について総合的かつ効果的な施策を実施するために設置された組織で、ごみゼロおおいた作戦県民会議の意見等を踏まえ、県が行うべき環境に関する事務・事業を部局横断的に決定・実施している。

**ごみゼロおおいた推進隊 (p9,122)**

「ごみゼロおおいた作戦」の一貫として、3R(リ

デュース(廃棄物の発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を推進し、循環型社会を形成するための県民運動の核となる一般公募によるグループ。

その活動範囲は、3Rをとりいれた町づくりや廃棄物・省エネ・水質等の調査、環境学習、清掃登山等多岐におよぶ。

**ごみゼロ隊 (p9)**

ごみゼロおおいた作戦の趣旨に賛同し、121万人夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)等のごみゼロおおいたキャンペーンに参加したり、ボランティア清掃等に取り組むボランティアグループや事業所。平成24年10月現在の登録団体数は1,891団体。

**[さ]**

**産業廃棄物 (p6,95)**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

**産業廃棄物監視員 (p99)**

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置している。①産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導②産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務としている。

**酸性雨 (p103,112)**

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

**[し]**

**資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) (p95)**

資源有効利用促進法は、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策(廃棄物の原材料としての再利用)の強化に加えて、リデュース対策(発生抑制)とリユース対策(再使用)を導入し、再生資源利用促進法が改正された法律。この法律は、事業者に対して3Rの取組が

必要となる業種や製品を政令で指定し、(1)事業者による製品の回収・再利用の実施(2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(3)回収した製品からの部品の再使用等の対策を行うこととしており、消費者・事業者・地方公共団体・国等の責務を規定している。

#### 持続可能な開発のための教育 (p128)

ESD: Education for Sustainable Development  
国は「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

環境省は、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人ひとりが持続可能な社会づくりに参画する力を育むことを促すことで、ESDを推進することを目指している。我が国が提唱した「国連ESDの10年」(2005年～2014年)では、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育や学習のあらゆる側面に導入することを目指している。

#### 循環型社会形成推進基本計画 (p5)

平成12年6月公布の循環型社会形成推進基本法の第15条に基づき、2003年3月策定。循環型社会のイメージとして、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル(くらし)、環境保全志向のものづくり・サービスの提供(ものづくり)、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど(廃棄物)を提示している。平成20年3月第二次循環型社会形成推進基本計画が策定され、国内外問わず低炭素社会や自然共生社会、循環型社会の形成に向けた取組を統合することや、地域や3Rの国民運動を提示している。

#### 循環型社会形成推進基本法 (p5,94)

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針、関係主体の責務等を定めた法律(平成12年法律第110号)。

#### 浄化槽 (p79)

し尿等を微生物の作用による腐敗や酸化分解等によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水(厨房排水、洗濯排水等)を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

#### 使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) (p95,112)

自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト(破碎された後の最終残さ)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する。平成14年7月に制定され、平成17年1月から実施、施行された。

#### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) (p95)

食品の売れ残りや製造過程で発生している食品廃棄物を発生抑制と減量化により減少させるとともに、飼料や肥料等への原材料として再生利用を促進する法律。食品の製造・流通等にかかわる食品関連事業者に、食品循環資源の再生利用等の実施を義務付けている。平成12年6月に制定され、平成13年5月に施行。(平成19年6月最終改正)

#### 振動規制法 (p58)

昭和51年法律第64号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

#### [す]

##### 水生生物による水質調査 (p69)

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

#### 3R(排出削減、再使用、再利用) (p9,94,122)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=排出削減)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

#### [せ]

##### 生活排水 (p62)

水質汚濁防止法によれば、便所、台所、風呂、洗濯および炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水のことで、公共用水域に排出される

ものうち産業排水を除いたもの。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。

[そ]

騒音規制法 (p57)

昭和43年法律第98号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和43年法律第98号）。

騒音に係る環境基準 (p57)

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

総量規制 (p75)

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

[た]

大気汚染防止法 (p49)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの（昭和43年6月10日法律第97号）。

ダイオキシン類 (p5,88)

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われている。近年、我が国でもゴミ焼

却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

炭化水素（HC）(p54)

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

[ち]

地球温暖化対策の推進に関する法律 (p5)

国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取組等を定めたもの。京都議定書の約束達成を担保するために平成14年5月に改正され、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取組を強化するための措置等について規定。また、平成17年6月には温室効果ガスを一定量以上排出する者に、温室効果ガスの算定・報告を義務づけた規定を盛り込む改正を行った。

地球温暖化防止活動推進センター(p159)

地球温暖化対策の推進に関する法律第11条の規定により、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設置された民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO）であって、その申請に基づき、都道府県知事が、当該都道府県に1つだけ指定することのできる組織。

地球温暖化防止活動推進員 (p159)

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。地球温暖化対策の推進に関する法律第10条の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する。平成24年3月1日現在、本県では、134名の地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。

地球温暖化防止対策推進大綱 (p104)

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を達成するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を越える



個々の対策・施策をとりまとめたもの。

### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) (p49)

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) である。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

### 長期的評価と短期的評価 (p52)

長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的で、1年を単位とした測定結果について、環境基準の達成状況を評価する方法である。短期的評価とは、監視を行った時間又は日々の測定結果について、環境基準の達成状況を評価するものである。

### 鳥獣保護区 (p33)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

### [て]

#### テレメータシステム (p52)

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

### [と]

#### 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) (p95)

一般家庭や事業所から排出された家電製品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機) から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律で、平成13年4月に施行された。平成16年4月からは政令の改正により、電気冷凍庫が新たに対象品目に加わった。

### 投光器の使用 (p15)

美しく快適な大分県づくり条例では、投光器を

特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止している。なお、光害とは照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。

### [な]

#### 75%水質値 (p61)

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって75%水質値とする。(  $0.75 \times n$  が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

### [は]

#### ばい煙 (p49)

大气汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### (廃棄物処理法) (p99)

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準などを定めた法律。1970年に、従来の「清掃法」(1954)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

### [ふ]

#### 富栄養化 (p75)

海洋や湖沼で窒素、燐等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

### 不法投棄 (p95,139)

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄する行為のことで、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

**浮遊粉じん (Dust又はSP) (p53)**

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。粒径がだいたい0.5~10 $\mu$ mの範囲で、都市の浮遊粉じんは、主として炭素分とタール分からできている。浮遊粉じんは非常に小さく、自分の重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度が増し、風が強いと拡散して濃度が低くなる。環境基準は粒径が10 $\mu$ m以下のもの(浮遊粒子状物質 (SPM))及び粒径が2.5 $\mu$ m以下のもの(微小粒子状物質)について定められている。

**粉じん (p49)**

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生する物質又は飛散する物質を粉じんという。

**[へ]**

**閉鎖性水域 (p75)**

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

**[ほ]**

**放射線 (p92)**

主な放射線には、 $\alpha$ 線・ $\beta$ 線・ $\gamma$ 線の3種類がある。 $\alpha$ 線は高速のヘリウム原子核であり+(プラス)のd電荷を持っている。 $\beta$ 線は高速の電子で-(マイナス)の電荷を持っている。また $\gamma$ 線は電磁波の1種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力(性質)のことである。

**[よ]**

**容器包装に関する分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法) (p95)**

家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

**[B]**

**BOD(生物化学的酸素要求量) (p61)**

水中の汚濁物質(有機物)が20 $^{\circ}$ C、5日間で微

生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。→COD

**[C]**

**COD(化学的酸素要求量) (p61)**

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

**[D]**

**DO(溶存酸素) (p81)**

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

**DPF装置 (p51)**

DPF(Diesel Particulate Filter)とは、ディーゼル微粒子除去装置のことをいう。(エンジンの排気系に装着したフィルターにより、自動車の排気ガス中の粒子状物質を捕集し、電熱線や触媒的作用等により粒子状物質を除去する装置)

その構造はフィルターで粒子状物質を捉え、主成分の炭素を連続的に無害な二酸化炭素に変化させて空気中に放出するものである。

**[N]**

**Nm<sup>3</sup>/h(ノルマル立方メートル毎時) (p14)**

気体の標準状態における1時間当たりの排出量を表す単位。気体は、温度・圧力によって体積が変化するため、温度が0 $^{\circ}$ C、圧力が1気圧の状態に換算した量である。

**[P]**

**pH(ピーエイチ) (p81,113)**

水素イオン濃度指数で、mol/L単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。pH=-log[H<sup>+</sup>] pH=

7は中性、 $\text{pH} < 7$ は酸性、 $\text{pH} > 7$ はアルカリ性を表す。

#### ppm (ピーピーエム) (p54)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気 $1\text{m}^3$ 中に $1\text{cm}^3$ の物質が含まれているような場合、あるいは水 $1\text{kg}$  (約 $1\text{l}$ ) 中に $1\text{mg}$ の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を $1\text{ppm}$ という。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb(10億分の1)、ppt (1兆分の1) も用いられる。

#### [S]

#### SS (Suspended solid) (p69)

粒径 $2\text{mm}$ 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

#### [T]

#### TEQ (p88)

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準(1)として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。

#### [W]

#### WECPNL (p58)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの頭文字で、直訳すると「加重等価平均感覚騒音レベル」となる。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、複数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位で「うるささ指数」と呼ばれることもある。航空機騒音の特徴をよく取り入れた単位としてICAO(国際民間航空機関)が提案した国際単位である。平成24年3月31日現在、航空機騒音の評価指標として使用されている。